

こ う つ し ま ね ぎ    ば    や き や ま ち    く    か つ せ い    か け い    か く  
神津島葱の場・焼山地区活性化計画

神津島村・東京都

平成24年5月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	神津島葱の場・焼山地区活性化計画						
都道府県名	東京都	市町村名	神津島村	地区名(※1)	神津島葱の場・焼山地区	計画期間(※2)	平成23年度～27年度

**目標**：(※3)

神津島村の人口は、昭和30年の2,784人をピークに長期的な減少傾向が続き、昭和60年代から平成2年にかけて人口の増加があったものの、それ以降は再び減少傾向に陥り平成22年の人口は1,889人で推移している。(国勢調査)人口の年齢構成では生産年齢以下(45歳未満)の減少と老年人口の増加が顕著に現れている。

また、産業別の就業人口の構成では第1次・2次産業の長期的減少傾向にあるが、全国値と比べ第1次産業の比率は依然として高く、島の経済活動における農業・漁業等の第1次産業の役割が相対的に大きいのが特徴である。

このように、神津島村が直面している高齢化の急速な進行に伴う地域活力の低下等の問題を解決するためには、村の基幹産業である第1次産業を振興する上での条件整備を進め、農業・農村の構造の改善とともに島の魅力向上等を図り地域の活性化を推進する必要がある。具体的には、老朽化した既存農道についてはその保全を図るとともに、通作、集出荷の効率化を図るためのほ場内農道の追加的・補完的な整備を行うことにより、地域農業の維持回復を図り、農産物の減少(神津島村村勢要覧2010参照)を抑制する。又平成17年から22年の人口の減少率8.7%(H17:2,068人、H22:1,889人、国勢調査)を、平成12年から22年の人口の減少率の5カ年毎減少率の平均6.1%程度に抑制することを旨とし、人口減少率8.7%を6.7%に抑制することを目標とする。なお、東京都は神津島村の農業の振興及び地域の活性化を図るため本活性化計画を神津島村との共同計画として位置付けている。

**目標設定の考え方**

**地区の概要**：

神津島村は、伊豆諸島のほぼ中間にあり、東京より南へ178km余りのところに位置し、東西約4km、南北約8km、周囲約22kmで面積は約18.87Km<sup>2</sup>を有する。島の南西部に唯一の集落が形成され、約4Km<sup>2</sup>の地域に全島民が生活している。年間を通じての平均気温は、17.9℃で東京に比べてやや暖かく、年間の降水量は、2,500～3,000mmと多雨であり、農業には恵まれた気候条件となっている。

島の中部(集落を含む)には農業振興地域が広がっており、畑作を主とした(水田は無い)生産活動の拠点となっている。しかし、殆どの農地が傾斜地に存在し、防風・防潮の防風林等で囲まれた狭い形状が大半を占め立地条件は、必ずしも良好とは言えない状態にある。こうした中、伊豆諸島特産のアシタバやレザーファン(切り葉)の施設栽培を中心に生産が盛んに行なわれている。

**現状と課題**

神津島では、農作業の効率化や生産性の向上、農村生活環境の改善等を目的に農業基盤整備等における各種整備を進めてきたが、農道の老朽化及び景観・自然環境の悪化等による地域の魅力・活力の低下、又一部の農道については、終了点部が行き止まりとなり必ずしも効率的な機能が発現しているとはいえない状況がある。農道においては、通作・集出荷の機能のみならず地域間のコミュニティの円滑化や地域資源へのアクセス等地域の重要なライフラインとしての役割を果たしており、このような状況を加味した既設農道の更新整備や農道機能強化面から整備水準を向上させることが必要であり農家からの要望となっている。

又、焼山地区においては、平成16年に農道柑が沢線(農村総合整備事業)を拡幅整備したところであるが終了点部が行き止まりとなっている。この農道が整備されたことにより、更に奥にある農地(外縁部)の農業利用が進展し、生産資材及び生産物等の搬入搬出が盛んになってきた。(現況未整備のため通路を人力運搬)そのため、農道柑が沢線の終了点部を延長し既存農道(焼山線)に接続開通(補完的な整備)させることにより、生産資材及び生産物等の搬入搬出に係る労力の軽減、農道柑が沢線の交通アクセスの改善を図り農道機能を向上させることが課題となっている。

**今後の展開方向等(※4)**

神津島の基幹作物である「レザーファン」及び地域の特産物である「アシタバ」の出荷の効率化や生産コスト削減等における営農条件の改善を図ることにより農業者を確保し地域の活性化に資する。

具体的には、既存農道(農道柑が沢線)の補完的な整備を行い物流の効率化等を講ずることにより、高齢者や新規就農者等が働きやすい環境を創出し、離農者の防止及び新規就農者の受け皿等新たな農業展開を図る。このことにより、持続的な農業の展開と人口減少の抑制を目指す。

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
神津島村	神津島焼山地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	神津島村	有	ニ	H25～27
神津島村	神津島葱の場地区	基盤整備(土地改良施設保全)	神津島村	有	イ	H23～24

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

神津島焼山地区(東京都神津島村)	区域面積(※2)	1,592ha												
区域設定の考え方(※3)														
<p>①法第3条第1号関係:農用地及び林地(以下「農林地」という。)が当該地域内の土地の相当部分を占めていること</p> <table border="0"> <tr> <td>当該区域の総面積に対する農林地等の占める割合が概ね80%以上に該当</td> <td>全就業者数に対し農林漁業従事者の占める割合</td> </tr> <tr> <td>神津島総面積 16.27Km<sup>2</sup></td> <td>全就業者数 1143人</td> </tr> <tr> <td>計画総面積 15.92Km<sup>2</sup></td> <td>農林漁業従事者 209人</td> </tr> <tr> <td>農地面積 0.36Km<sup>2</sup></td> <td>207÷1147=18%</td> </tr> <tr> <td>森林面積 14.16Km<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総面積に対する農林地等の占める割合 (0.36+14.16)/15.92=91.20 % &gt; 80%</td> <td></td> </tr> </table>			当該区域の総面積に対する農林地等の占める割合が概ね80%以上に該当	全就業者数に対し農林漁業従事者の占める割合	神津島総面積 16.27Km <sup>2</sup>	全就業者数 1143人	計画総面積 15.92Km <sup>2</sup>	農林漁業従事者 209人	農地面積 0.36Km <sup>2</sup>	207÷1147=18%	森林面積 14.16Km <sup>2</sup>		総面積に対する農林地等の占める割合 (0.36+14.16)/15.92=91.20 % > 80%	
当該区域の総面積に対する農林地等の占める割合が概ね80%以上に該当	全就業者数に対し農林漁業従事者の占める割合													
神津島総面積 16.27Km <sup>2</sup>	全就業者数 1143人													
計画総面積 15.92Km <sup>2</sup>	農林漁業従事者 209人													
農地面積 0.36Km <sup>2</sup>	207÷1147=18%													
森林面積 14.16Km <sup>2</sup>														
総面積に対する農林地等の占める割合 (0.36+14.16)/15.92=91.20 % > 80%														
<p>②法第3条第2号関係:当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると認められる地区の人口の減少(H17.1→H22.1で179人の減少、国勢調査) 1次産業(農家戸数)の減少(平成17年の農家数70戸、国勢調査) 本地区の農業農村の活性化のためには、生産基盤の整備により農業の担い手を育成し、定住化を促進することが必要不可欠な地区である。</p>														
<p>③法第3条第3号関係:既に市街地を形成している区域以外の地域</p> <p>計画区域は、農業振興地域に指定されている区域であり、都市計画法上の市街化区域及び用途区域を含まず、また、市街地を形成すると見込まれる余地のある区域を含んでいない。</p>														

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項・・・該当無し

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項・・・該当無し

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

神津島村

本計画は、地域の定住等の促進の基礎となる生産基盤の整備を図り、平成19年度から23年度の農産物の減少率(神津島村村勢要覧2010参照)を基準に、その減少率を緩和することにより世帯数の減少の抑制を図ることを目標としており、神津島村が目標達成状況等について、地区内の受益農地(農業委員会資料及び現地調査)の機能の確保状況を確認することにより、地域農業の活性化と事業の実施効果を検証した結果を東京都が行う第三者委員会において本計画の評価を行う。また、活性化計画完了の翌年度4月以降における受益農業者人口を基準とし、5年後の農業者人口を東京都へ報告し事業の実施効果を検証する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内的の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。